

令和3年

第5回 会津美里町教育委員会議事録

3月定例会

令和3年3月定例会

- I. 日 時 令和3年3月18日(木) 午前9時00分
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 206会議室
- I. 出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 新 田 銀 一 |
| 委 員 | 小 関 れい子 |
| 委 員 | 須 田 健 志 |
| 委 員 | 武 藤 周 一 |
| 委 員 | 明 田 安 弘 |
- I. 出席説明者
- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 教 育 文 化 課 長 | 松 本 由 佳 里 |
| 教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 | 金 川 純 |
| 会 津 美 里 町 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 | 福 田 富 美 代 |
| 教 育 文 化 課 長 補 佐 | 渡 部 雄 二 |
| 教 育 文 化 課 長 補 佐 | 鶯 川 晃 |
- I. 傍 聴 人 な し

令和3年3月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和3年第3回会津美里町教育委員会2月定例会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

- 議案第20号 会津美里町外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 会津美里町就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第22号 会津美里町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する要綱
- 議案第23号 会津美里町特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第24号 会津美里町地域学校協働活動推進委員会設置要綱
- 議案第25号 会津美里町地域学校協働本部設置要綱
- 議案第26号 会津美里町学校支援コーディネーター事業実施要綱を廃止する要綱
- 議案第27号 会津美里町放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止する要綱
- 議案第28号 会津美里町地域学校協働活動推進事業実施要領
- 議案第29号 会津美里町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第30号 会津美里町民俗資料館専門委員の委嘱について
- 議案第31号 令和3年度会津美里町奨学生の決定について
- 議案第32号 会津美里町社会教育関係団体の認定について
- 議案第33号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について
- 議案第34号 会津美里町学校体育施設利用団体の登録について

5. 協議事項

- (1) 会津美里町子ども読書活動推進計画（案）について
- (2) 令和2年度会津美里町教育委員会点検評価報告書について
- (3) その他

6. 報告事項

- (1) 児童・生徒に関すること
- (2) 教職員に関すること
- (3) 生涯学習に関すること
- (4) 教育関係施設に関すること
- (5) 事務局報告事項
 - ①教育文化課
 - ②認定こども園
- (6) その他

7. その他

- (1) 今後の行事予定について
- (2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午前9時00分

1. 開会

教育文化課長 ただいまより令和3年第5回会津美里町教育委員会3月定例会を始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。
教育長、お願ひします。

教育長 委員の皆様おはようございます。今日は第5回の定例会です、よろしくお願ひしたいと思います。今日は、11時までに終わらないときには、中座させていただいて、職務代理者にお願ひしたいと思います。
それでは、令和3年第5回会津美里町教育委員会3月定例会を始めます。
会期は1日といたします。
出席は委員全員であります。
出席説明者は、松本教育文化課長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、鵜川教育文化課長補佐、福田会津美里町公民館長兼図書館長の5名です。
議事録署名人は、出席委員全員でお願ひいたします。

2. 議事録の承認

教育長 議事録の承認に入ります。
令和3年第3回会津美里町教育委員会2月定例会議事録の承認についてを議題にしたいと思います。
事前に見ていただいて、ご質問とかあったらよろしくお願ひしたいと思います。
よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、異議がないようですので、2月定例会議事録は承認とさせていただきます。ありがとうございます。

3. 教育長報告

教育長 教育長報告に入ります。
教育長報告は、3ページと4ページに書いています。例年と比べると大分行事が減っておりますが、以上のとおりであります。
ご質問等あれば、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、ご質問等がないようですので、教育長報告は終わらせていただきます。

4. 審議事項

教育長 審議事項に入らせていただきます。
議案第20号から第34号まで15件について審議をお願いしたいと思います。
事前配布していますので、かいつまんで説明していただきたいと思います。

◎議案第20号

教育長 議案第20号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第20号「外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則」説明)

教育長 事務局説明のとおり、ALTの夏季休暇を3日にしたことと、有給、無給、国の指導があってはつきりさせたということですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 ご質問がないようですので、議案第20号については事務局の提案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第20号については原案のとおり決することといたします。

◎議案第21号

教育長 議案第21号を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第21号「会津美里町就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱」説明)

教育長 オンライン学習に必要な通信費についての追加ということになっています。これは、追加資料でいいのですね。

教育文化課長 はい、そうです。申し訳ありません。議案の差し替えをお願いします。6ページのほうではなくて、本日お配りした資料に議案書がついておりました。議案書の8ページに載っているものの代わりがこの別紙の部分でございます。

教育長 別紙のほうが正式になりますね。

教育文化課長 はい。

委員 別紙のものは、この前のやつと何が違うのですか。同じですか。

教育文化課長 同じ内容です。

委員 改正の在り方は、このやり方が正しいと思うけど、何回か改正になったようですが、改正をするわけではないですか。この表現は、台帳としての名称がこの本文が違っているだけで、様式は。

教育文化課長 様式は同じです。

委員 改正の様式、こっちの様式でいいのではないですか。なぜこれだけ単独で出てくるのか、ちょっと意味が。これをこれに改正するのではないのですか。

教育文化課長 いえ、これは同じものです。この第2条中の部分は本文が誤っているだけで、様式はこのもので大丈夫です。改正分の本文が、もともとが個人支給明細書という明細書であったものを今度個人別支給台帳というものに改めます。

委員 改めますよね。

教育文化課長 はい。項もこのように。

委員 そうですね。様式の番号がなかったやつがこれなのですね。だけれども、単独でこれが出ている理由が、こっちが必要なのか。これは要らないという。

教育文化課長 はい、これはこちらで大丈夫であると。

委員 これと同じもの。

教育文化課長 はい。

委員 これだけ載るといふことですね。

教育文化課長 はい。

委員 それであれば意味が分かるのですが。違う意味があるのかな。

委員 同じもの入っていますよね。

教育文化課長 はい。

教育長 では、もう一回整理してもらえます。

教育文化課長 議案書6ページの議案が、今日お渡ししました2枚目、こちらの議案書のほうに変わります。様式としては、7ページ、8ページで大丈夫です。

委員 ここに書いてあるのは、別に変ったからとか、そうではないのですよね。

教育文化課長 変わってはいないです。

委員 あくまでこっちのほうというか、最初のやつでいいわけでしょう。

教育文化課長 はい。

委員 改正するという意味で。

教育文化課長 はい、議案の本文だけの差し替えということで。

教育長 よろしいですか。

委員 はい。

教育長 それでは、議案第21号については、別資料の本文のほうを使って、あと7ページ、8ページは変わらずということでいいのですね。

教育文化課長 はい。

教育長 委員、よろしいですか。

委員 はい、分かりました。

教育長 そのほか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、ご異議がなければ、事務局から説明のあったとおりで決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第21号については原案のとおり決することとします。

◎議案第22号

教育長 議案第22号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 （議案第22号「会津美里町特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する要綱」説明）

教育長 支援員がパートからフルになる、そしてフルになったときに勤務を要しないときは校長先生が指示するという形ですね。
よろしいですか。

（「はい」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、議案第22号については事務局の提案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 議案第22号は原案のとおり決することとします。ありがとうございます。

◎議案第23号

教育長 議案第23号を議題にします。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 （議案第23号「会津美里町特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱」説明）

教育長 よろしいですか。オンライン学習に必要な通信費ということになります。様式については、21号と同じであるということです。

教育文化課長 様式は21号と同じ様式ではないのですけれども、21号と同様に、個人別支給台帳ということで今回様式を改正するものです。

教育長 様式改正ですね。

教育文化課長 はい。

教育長 失礼しました。
では、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、議案第23号については原案のとおり決することとします。ありがとうございます。

◎議案第24号

教育長 議案第24号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第24号「会津美里町地域学校協働活動推進委員会設置要綱」説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長 前回、いろいろご指摘いただいて、令和3年度と4年度がごちゃごちゃになっていたのを整理し、協働活動推進委員会と、協働本部、今回2つに分けての提案です。
この推進委員会は、あくまでも任期は2年ですね。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 任期2年。4月1日だから、令和3年から2年ですね。

教育文化課長補佐 はい、そうです。

教育長 ご質問よろしくお願ひします。推進委員会の委員長というのは、どういう方を事務局は想定していますか。委員の中から互選という形にはなってはおるのですが、メンバー決まっていないと分からないですよ。

教育文化課長補佐 ええ、まだちょっと途中でございまして。

教育長 メンバーとしては、第3条の2番に挙がっているのですけれども。

委員 すみません。確認しますが、今の組織で委員が兼務か委嘱するとなっておりますが、この方たちで全部ですか。小中学校の代表とかPTA会長の代表とかというのではなくて、それぞれにということですか。

教育文化課長補佐 はい。今現在、事務局で想定しております人数としましては、地域関係団体代表者が1名か2名で、学識経験者につきましても1名か2名で、どちらかが2名になる予定です。小中学校長先生につきましては、全学校長を想定しています。

教育長 7校。

教育文化課長補佐 7校です。小中学校PTA会長は、連Pの会長、副会長と想定をしております。

教育長 連Pの会長と副会長で2名。

教育文化課長補佐 2名。あとは、小中学校PTA会長というのは、単Pの会長と読み替えます。4号が社会教育関係者ということで、令和3年度は社会教育委員を考えているところでございます。

教育長 何名か出さないと。

教育文化課長補佐 全部で14名です。

教育長 よろしいですか。

委員 はい。

教育長 14名と。地域関係団体の代表というのは、区長とか入るのでしょうか。

教育文化課長補佐 区長は、今回は。

教育長 どういう方になるのですか。

教育文化課長補佐 準備できていないので、後で提出してもよろしいですか。詳細な明細書を作っておりますので、委員にお示ししてもよろしいでしょうか。

教育長 はい。

教育文化課長補佐 次の議案のときか専決になるかもしれませんが、そのときにということによろ

しいでしょうか。

教育長 はい。

教育文化課長 地域関係団体、文化団体であったり、あと例えば関係団体であったりとか、例えばなのですが、そういったそれぞれ地域の関係団体。

委員 地域の関係だね。

教育文化課長 というふうに思っています。

委員 ただ、事業をやっているというか、具体的に地域で活動している人たちと。区長みたいな。包括的に。

教育文化課長 区長は入れないと考えています。

委員 そういう人たちではなくて、実際に。

教育文化課長 はい、実際に地域で活動している方々と考えています。

教育長 でも地域関係団体の代表かな、これについてはやっぱり新鶴、本郷、高田ので、例えばですよ、中学校区でコミュニティースクールなんか持っていくときには、地域の方々が入っていたほうがいいので、できれば今言った3地区の代表者はそれぞれ1名入る、こうしてもらおうとありがたいのかなと。

教育文化課長 そこで、昨日相談していたのですが、地域関係団体と学識経験者で3地区で1人ぐらいつつということで、地域関係団体が1人から2人、学識経験者も1人から2人ということで、そういったような感じに一応3地区からはそれぞれ出ていただくということで予定はしているようです。そしてまた、いろんな関係の団体であったり、文化団体であったりとか、いろんな種類にわたるというか、いろんな方に入っていたきたいというようなことでは考えているようです。

教育長 あくまでも推進委員会なので、よろしくをお願いします。
そのほかどうでしょうか。委員、前にいろいろご指摘いただきましたが、よろしいですか。全部網羅されていますか。

委員 いや、私はもう。分離するほうがはっきりする。1つの中で全てを網羅しているというよりかなりすっきりした形なので、今回は整理されているので、もう全然問題ない。

教育長 別枠で委員からご指摘あったとおり、令和3年度は試行的にやって、令和4年度

から本格的にやるということで、3年度と4年度がごちゃごちゃになってしまった。大変失礼しました。

では、事務局の原案のとおり、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第24号については、事務局の原案のとおり決することにさせていただきます。

◎議案第25号

教育長 議案第25号を議題にしたいと思います。
事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第25号「会津美里町地域学校協働本部設置要綱」説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長 学校支援コーディネーターのほうで、退職した方々など、色々な先生方に、やっ
てもらったのですが、あの方々に対して、1時間900円という報酬は出ることになる
のですが。それが令和3年度から報酬が出ると考えていいのですよね。

教育文化課長補佐 はい、そうです。

教育長 それは、令和4年、3年度から報償費が出ると。問題なのは、ボランティア団体、
できればこっちのほうでお金を支払えるような形になればいいなと思っているので
すけれども、それはある程度補佐の方で検討して。学校の応援団ですか。

教育文化課長補佐 学校の応援団のほうにですね。

教育長 よろしいですか。

委員 そうすると、3年度以降の組織体制を含めて、協働本部の運営の方は3年からお
務めで、そのほかの推進委員と、活動支援の人たちは、この3年度から全て活動す
る形になるわけですか。

教育文化課長補佐 まず、第9条の推進員等の方並びに統括推進員につきましては4月1日からの
活動を想定しており、推進員は、各生涯学習センター長と総括推進員は元学校支援
コーディネーターを考えております。そのほかの支援員である方につきましては、
現在放課後子ども教室の活動支援員であったり、サポーター、こちらの実働は5月

以降になるかと思うのですが、打ち合わせを含め4月から活動できるように準備を進めております。最後の学習支援員については、先ほどの先生方の支援の関係もありますので、お話をさせていただきながら、早めに決定していきたいと考えています。

教育長 令和3年度は、連携を図りながらご協力いただき、令和4年度から正式な形で持っていければいいと書かれている。教育事務所からも、1年目、2年目はそんなに気張らずに動いてくださいという指導を受けたということです。最初からがちがち固めてしまうと動きにくくなるので、1年目、2年目は柔軟にやってあげればいいと。

教育文化課長補佐 先ほどの24号と今審議頂いている25号につきましては、施行日が4月1日ということですので、今準備を進めておるところであります。体制につきましては、4月の定例会における専決案件ということで、構成員の方々を紹介させていただく予定であります。来年度以降につきましては3月の定例会での議案ということで対応も考えておりますので、その点についてご了解いただければと思います。

教育長 よろしいでしょうか、そういうことで。
では、第25号についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、第25号については、事務局の原案のとおり決することにさせていただきます。ありがとうございました。

◎議案第26号

教育長 議案第26号を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第26号「会津美里町学校支援コーディネーター事業実施要綱を廃止する要綱」説明)

教育長 ご質問どうでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、議案第26号については、原案のとおり決することとします。

◎議案第27号

教育長 議案第27号を議題にしたいと思います。
説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第27号「会津美里町放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止する要綱」
説明)

教育長 第23号、24号に絡めて廃止ということになります。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第27号について、事務局の原案のとおり決することとします。

◎議案第28号

教育長 議案第28号を議題としたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第28号「会津美里町地域学校協働活動推進事業実施要領」説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長 推進事業の実施要綱。

委員 第3条の「地域連携担当教職員は」というふうここにダイレクトに出てくるの
ですが、地域連携担当教職員ってどこかに定めがあるのですか。

教育文化課長補佐 地域連携担当教職員というのが学校の事務分掌に出ておまして、担当教職員
が今年度から配置されるようになっていると聞き及んでおります。

委員 令和2年度から。

教育文化課長補佐 今年度から。

教育長 2年、去年かな、おととしかな、教務主任とか生徒指導主事とかあるでしょう。
そういう校務分掌の中に新しく地域連携担当教員というのができたのです。

委員 内容としては。

教育文化課長補佐 定義ですか。

委員 定義というか、ここで地域連携担当教職員っていきなり出てきて、地域連携もどこか、何もないのかというのが気にはなっているのです。そういうの決まっているのですか。

教育長 決まっていないというか、何と説明すればよろしいのでしょうか。学校の先生方は地域連携担当教員で別に抵抗はないのですが、推進員とか本部のほうに入る人などを見るともしかしたら抵抗あるかもしれません。

委員 そうなのです。これ全く一般規程なんでいきなり出てきた。誰のことをさしているのかというのもあって、ちょっと気にはなりますよね。皆さんは分かっているわけです。

教育文化課長補佐 実施要領にちゃんと規定します。すみません。

委員 それから、もう一つお伺いします。

そこは見直ししていただくにしても、第4条の実施報告で協働本部へ提出するということになっていますね。これは期間を定めて、つまり1年に1回なのか、毎月なのかみたいところで、この記録などというのは年間を通した活動として集約すればいいのか、それとも例えば毎月提出しなければならないのかなど、そこの規定なくていいのですか。

教育文化課長補佐 この様式、活動日誌、活動記録につきましては県の補助事業の考え方があると思ひまして、年間で全部まとめて保管すればいいというふうに認識しておりますが、今委員がおっしゃったように、本部会議、本部で推進員会議を開催します。その際に1か月ごとで報告するとか、そういう部分をその会議で決めさせていただいて、整理していきたいと思っております。

委員 報償費は。

教育文化課長補佐 報償費が出るのは毎月です。

委員 そういうことなのでしょう。報告書を基にして報償費を払うわけ。そしたら、多分毎月。

教育文化課長補佐 毎月提出、年度末で整理・保管する。

委員 なので、そういう規定がないと。

教育文化課長 毎月報告するので。

委員 何か月報告書みたいなのはない。でも、ないと報告するときに困らないですか。何か1年に1回とか。実際は。

教育文化課長 報告しないと、毎月の支払いもそれによって本当にできないですよ。

教育文化課長補佐 そうですね。

教育文化課長 費弁も払えないし。

教育文化課長補佐 定数的には。

委員 それ費用弁償も出るの。こういう規定の仕方をした場合。

教育長 毎月ですかと。

委員 毎月かな。その辺はちょっと、他の規定と合わせてあれですが、どういうふうになっているかなと。

教育長 一応地域連携担当教職員と、実施報告を作成しているのが毎月なのかどうか、もう一回検討してもらえますか。地域連携担当教職員の補足説明については、その実施要領になじむかどうかはよく分からないのですが、個人的にはどこかに米印で注釈入れてもらえばいいのかなと思っていますところ。

委員 正式名称なのですね、あれ。

教育長 正式です。

では、その2点について事務局でもう一回ほかの方を見ながら検討していただけますか。ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

委員 はい、大丈夫です。

教育長 では、よければ、検討課題として2つ課題が残りましたが、その2つを再度検討してもらおうということで、議案第28号については事務局の原案のとおり決するということがよろしいですか。条件付になりますが。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第28号については原案のとおり決めます。よろしく申し上げます。

◎議案第29号

教育長 議案第29号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第29号「会津美里町文化財保護審議会委員の委嘱について」説明)

教育長 何かご質問ありますか。この委員長は教職員のOBだったのですね、たしかね。

教育文化課長 はい。

教育長 もう一回委嘱ということで委員長、副委員長を新しく選ばれるということになると思いますが、いずれにしても前委員長がお辞めになられて、後任の先生がお見えになると。よろしいですか。委員、何かありますか。

委員 いえ、大丈夫です。

教育長 では、よろしいですか。議案第29号については、原案のとおり決することにしたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご質問、ご意見等ないようですので、議案第29号については事務局の原案のとおり決することとします。ありがとうございました。

◎議案第30号

教育長 議案第30号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第30号「会津美里町民俗資料館専門委員の委嘱について」説明)

教育長 ありがとうございます。
よろしいですか。

では、特にご意見なければ、議案第30号については原案のとおり決することしたいと思います。異議ございませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第30号は原案のとおりに決することとします。ありがとうございました。

◎議案第31号(非公開)

◎議案第32号

教育長 議案第32号を議題にしたいと思います。

教育文化課長 (議案第32号「会津美里町社会教育関係団体の認定について」説明)

会津美里町公民館長兼図書館長(追加説明)

教育長 何かご質問ありますか。ベストサッカースクール、音楽同好会、一応社会団体として認定したとして、どこを使う予定なのでしょうか。

会津美里町公民館長兼図書館長 ベストサッカースクールについては、現在、宮川生涯学習センター関係の体育場を使っており、希望としては本郷体育館なども使いたいということでやっております。

教育長 本郷体育館を使いたいということ。

会津美里町公民館長兼図書館長 はい。ただ、これから夏場になるので、運動場・グラウンド利用にはなりますが、中学校体育館も使っているということです。ただサッカーについては学校開放ができないということもあります。

教育文化課長補佐 校長先生の意見としましては、使ってほしくないというご意向は確認しております。

教育長 使わせたくないでしょう。

会津美里町公民館長兼図書館長 学校を使わずに宮川生涯学習センターの体育場などを使っています。音楽同好会については本郷の生涯学習センターを使っております。

教育長 サッカーの体育館での使用については、高田、本郷と幾つか聞いてみると、シューズの跡が残ったり、ボールを蹴った跡が床に残る。そうすると、それはなかなか取れないのです。だけど、それをこすって取らないと学校行事、入学式、卒業式なんかはものすごく見苦しいと。町でお金を出して床を毎回きれいにしてくれるので

あればとは言われましたが、こちらも余裕ないので対応ができないということです。

委員 サッカーはつくのですか。

教育長 サッカーというか、サッカーシューズですね。

教育文化課長補佐 はい。

委員 シューズの底の、靴の。

教育文化課長補佐 ボールよりもシューズの跡が。

委員 サッカーシューズ、多分体育館の。

委員 バレーかバスケットの靴とかでやると思うのですけれども、その理由はちょっと分からないです。

委員 いえ、なりますよね。

委員 バレーのシューズでもなりますよね。

委員 なります。すごい。

委員 黒い。

委員 あと、靴のメーカーによるのですよね。メーカーによるので、競技性ではないと思います、多分。

委員 サッカー、そこでは履けないわけだから、室内は本当に普通のスポーツシューズでしかないから、理屈は同じだと思うのです。ただ、蹴る衝撃とかが強いという話でしょう、バレーと違って。ただ、そういうシューズに関してはそんなに変わるものではないような気がするのだけれども。ただ、激しい運動ではある。

委員 結構すごいですよね。

教育長 ボール蹴った後、ネットを抜けてガラスなんか割れるところもありますから。壁板が割れることもあるし。と思うのだけれども。
いいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、使うことについてはいろいろ注意してもらってということで、社会教育団体として2つの団体を認めることはよろしいですか。議案第32号については、原案のとおり決することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第32号について事務局原案のとおり決することとします。ありがとうございました。

会津美里町公民館長兼図書館長 今回お認めいただいたということで、この2団体については次の更新の時期の令和4年3月31日までの認定ということでお願いしたいと思います。

教育長 1年間ですね。

会津美里町公民館長兼図書館長 はい、3年度末までです。

教育長 期間が令和4年の3月31日までですか。

会津美里町公民館長兼図書館長 はい、お願いいたします。

◎議案第33号（非公開）

◎議案第34号

教育長 続きまして議案第34号を議題にしたいと思います。
説明をお願いします。

（会津美里町公民館長兼図書館長 退席）

教育文化課長 （議案第34号「会津美里町学校体育施設利用団体の登録について」説明）

教育文化課長補佐 （追加説明）

教育長 団体登録について今年度から教育委員会で認定ということになるのですが、16番目の楽ですか、これバツになっていますので、楽を除いて22団体について何かご質問ありますか。楽はあとでやるとして、どうでしょうか。

委員 気になったというのは、18番の新鶴スポーツ支部という。子供たちなのかはちょっと分からないのですけれども、こういう大ごとで申し込めば人数が確保されると

いう感じでこの支部にしているのか。申し込んできたのか。

教育長 ドッジボールというのだから、子ども達だとは思いますが。

委員 子供たちだろうなとは思いますが。

教育長 少年団と書いてありますよね。

委員 多分一つ一つの種目に分けると10名はいかない部分も出てくるので、という感じで申し込んできたのかなと思ったのですが。これが、ほかもそういうふうにしてどんどん支部とか協会、協会ではないと思うのですが、何か何たらチーム、内容はいろんなスポーツやりますよというのが増えてきたときには、当然要件が満たされてくるので、どうなのかなと。

教育文化課長補佐 競技ごとに分けたときに該当しなくなるのかという点につきましては、私も確認漏れておりましたので、早急に確認したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

委員 はい。いいのですけれども、認定していただいて。ただ、そういうのというのは今後増えていく可能性が、今度この用紙というのはほかの町民の方も閲覧すると思うので、こうやってやればというふうになってくるのではないかなと。

教育長 これは、なるべくほかの団体と一緒にってという話を去年したような。10人以上。

委員 10人にいかない。

教育長 要するに3番目のクラブ衆だってソフトバレーボール他と書いてある。

委員 そうなのです。

教育長 恐らくソフトバレーだけだと10人に満たないかなと。そういうふうに思っておったのですが。

委員 確かに、だから同じ種目は。

教育文化課長補佐 すみません。クラブ衆につきましては。

教育文化課長 10人ではない。

教育文化課長補佐 もっといるとは思いますが、クラブ衆としていろんな競技を本郷の体育館や、第二体育館など、あちらこちらでラージボール卓球とかをやったりという団体でし

て、10人以上実際にはいると思うのですが。申請がこのようになっていたので10名と記載しましたが、本来なら10人以下になる団体ではないと考えております。

委員 何で10名以下に。

教育文化課長補佐 町民対象にそういう大会を開く団体なので、10名以上ということなのだと思います。

教育長 と思います。

教育文化課長補佐 10名では少ないです。

教育長 今回18番目の新鶴スポーツ少年団、他に4つ書いてあるんですけど、団体としては例えばソフトボールが10人割れたとして、結局問題はないですよ。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 ただ、今後どうなるかだけ。

委員 今、本郷のほうはスポーツ少年団でいろいろやっているのです。

委員 本郷のスポーツ少年団の中のソフトボールは解散したので。あと、剣道も多分活動していない。本郷も何もなくなったと思います。ですよ、たしか。

委員 もしもあったとして、結局スポーツ少年団本郷支部ということで、みんな。

委員 はい、本郷支部で。活動はできますという。登録、申請は。

教育長 申請はできる。

委員 申請はできる。

委員 だから、結局は一つ一つ分かれてはいるわけですよ。

委員 はい。

教育長 去年話したのは社会団体です。

教育文化課長 社会教育団体。

教育長 社会教育団体ですね。そうすると、合併になって社会団体として認められれば、

使用料なんかも免除になるから。

教育文化課長 はい。

教育長 スポーツ団体については、話をしているはずですよ。

教育文化課長補佐 はい。

教育文化課長 今、課長補佐が新鶴支部の確認には行っています。

委員 すみません、余計な。

教育文化課長 もともと学校体育施設なので、お金はかからないのですが、利用料、使用料を取ってはいないのです。町内在住か、町内にお勤めの方、あるいは町内の学校に通っている方ということで構成するというのは要件になっていますので、その部分だけかなと思うのですが。

教育文化課長補佐 18番の新鶴支部につきましては、1つの団体で4競技行っていると。競技ごとに若干人数の変動はあったとしても、10人以下になることはないということで確認取れました。

委員 逆にすばらしいです。

教育長 では、時間もあれですので、16番目を除いて団体として登録してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員 ただ、1つだけ、クラブ衆は10名ではなくて、はっきりした人数あったほうがいいのではないですか。

教育文化課長補佐 はい、分かりました。

委員 クラブ衆で10名だったら、これ随分少ないなと思って。

教育文化課長補佐 私も少ないと思います。

委員 ソフトバレーボールほかではなくて、何か正式に例えばスポーツ、美里のスポーツ少年団新鶴支部ではないですけども、競技種目をきちんと入れて違うのつくるのであればきちんとしたほうがいいのではないですか。

教育長 そのところはそういうふうに指導していただいて。

教育文化課長補佐 はい。

委員 すみません、そこだけです。

教育長 では次、16番目、楽でいいのでしょうか。ソフトバレーボール、町外14名、うち町内勤務者1名ということです。町内勤務者1名だから、これは町内というわけですね。

教育文化課長 13名の方が町外でして、町内にお住まいでもないし、お勤めでもないという部分があつて。

教育長 そのときだけ来るわけだ。若松とかから。

教育文化課長 はい。基本的に学校体育施設の開放というのはお金も取らないということもありますが、もともと社会体育の、特に子供たちとか、体育のための開放という意味合いが強いということで、学校施設の開放に関する規則、町の規則の中で、町内に在住、在勤または在学する者で構成することとつたっております。あと、10人以上をもって構成すること、成人の代表者を有することという、この3つの許可の要件がございますので、町外の方が十何人かいらっしゃるといふ部分で、学校体育施設ではなくて通常の体育館、そちらのほうを使つていただく、その際にはお金かかるかもしれないけれども、そういった部分かなという。

教育長 町民が23名。

教育文化課長 はい。

教育長 そのうち町外は14名。

教育文化課長 そのうちではなく、ほかです。

教育長 町以外が14名ですね。町に住んでいる人は9名。

教育文化課長 町民は23名。町に住んでいる人は23名で、そのほかに14名いまして、14名のうち1人だけは町内にお勤めをしているという。

委員 全部で37人いるのでしょうか。

教育長 全部で37人ということなのですね。そうか。そういうことなのか。

委員 やっぱり宮川小学校近いからですよ。これ町外の人って。

教育長 町民が23名で、町外が14名になるのですね。どうなのでしょう。

委員 珍しいケースというか、難しいケースかもしれない。

教育文化課長 今まで高田中学校の体育館を使っていたという経緯があつて。

委員 宮川小じゃなくて。

教育文化課長 宮川小ではなくてです。もともとこんなに大きい団体だったかどうか分からないのです。もともとは町内の方だけだったのかもしれないので、現実的には今現在ではこういうメンバー構成になっているので、学校開放には当たらないのかなというようなことです。

委員 学校体育館ではなくて、普通の体育施設を使ってほしいと。

委員 難しいところですね。

教育文化課長 何かスポーツの活動を推進するという意味では、とてもいいのかなとも思うのですけれども。

教育長 考えようによっては、町内が23名で、町外が14名ですよ。町外14名といえど、実際練習をやるときには町民の方々が20で、町外の方が2人か3人とか。

委員 という場合もあるし。

教育長 ありますよね。町外14名で、町内2人ぐらいとかという。これは、町民の方々が何名とか、そういう規定はなかったのですか。

教育文化課長 何名というのはないです。町内に在住、在勤または在学する者で構成するという規定になっているので、本当に町内の人だけという、そういう規定になっているのです。

委員 40%だよ。占めているの。

教育長 規定からすると、では駄目になりますね。

教育文化課長 そうなのです。よって、登録要件としてはバツかなと。

委員 でも、それで落としては、駄目にするのは、それ以外理由がない。珍しいケースと言えるよね。

委員 40%を占めてやっているのだから、ちゃんとお金もらって。それしかないですけどもね。

委員 はい、分かりました。

教育文化課長 大人の方だけの団体ですと、今ここ町民ということで上がっていますけれども、ちょっとお友達連れてきてとか、言葉はなんですけども、そういったことは考えられるのかなというところはあるのです、実際。

委員 反対に、他の団体に町外の人がないのかというところもあるし、今まで町内の高田中の体育館を使っていたというところで、素直に申請したという部分もあるのかなとは思うのですよね。

教育文化課長 ただ、会員登録としてきちっと登録されているのがこういう方々だとなると、たまたま一時的に今回誰か来たと、ゲスト的に来たということではなくて、会員登録の方の状態だつてなるとちょっと難しいと思います。

教育長 難しいかな。

委員 だから、そういう要件をきちっと伝えるしかないと思うのですよね。ですから、町外の人が入っているので、ただ学校施設ではなくて普通の体育館ならいいのだけれども、学校施設ではそういう規定だからそうしてと言えば、ここで今回は1年間やるにしても、来年から変えていくとか。町内。

委員 もう一回申請し直して。

委員 町外ゼロになってしまう気がする。

委員 だから、その要件分からないと。

委員 柔軟な対応をするかしないかってなると、ほかの事例も出てきたときにも話あるから、単純な話ではないですよ。社会体育の振興も片やあるわけでしょう。だから、あんまり厳しくしてもと思うけれども。でも町外これだけいるとそう簡単に、はい、そうですかというのは難しいかなと。

委員 そして、町内勤務もお一人だけですよ。

委員 そうですね。だって、まるっきり13名だね。

委員 ええ。ほかの人はやっぱりここに住んでいる人いるからね。

教育長 ということで、委員、大方の意見は認定は難しいというところですね。

委員 規定に当てはめるとね。

教育長 だから、また来年にメンバー構成が変わって、申請するときはそれを令和3年については、社会体育の推進もあるので、町外の方々にやっぱり学校施設は難しいということで、今回は認定見送りということでどうでしょうか。

（「いいです」の声あり）

教育長 異議なしですね。委員、よろしいですか。

委員 大丈夫です。

教育長 では、よろしいですか。議案第34号については、16番目だけは非認定ということで、他は認定ということでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 では、そういうことでよろしく願いいたします。
ここで休憩入れます。

（「はい」の声あり）

教育長 いいですね。では、今35分なので、45分頃までちょっとトイレ休憩に。
では、一旦休憩します。

休 憩 午前10時35分

（会津美里町公民館長兼図書館長 着席）

再 開 午前10時46分

教育長 では、再開させていただきます。

5. 協議事項

教育長 5番目の協議事項に入ります。(1)番目の会津美里町子ども読書活動推進計画(案)について事務局から説明してください。

会津美里町公民館長兼図書館長　（（１）「会津美里町子ども読書活動推進計画（案）について」資料により説明）

教育長　　私も読ませてもらったのですが、流れとしては分かりやすかったなと思います。ただ、今ここで委員の方々に即意見をと言われてもなかなか厳しいところがあります。今日は今の説明を受けて、この後それぞれ読んでいただいて、臨時教育委員会でご意見をいただく、これは議決受けるのですか。

会津美里町公民館長兼図書館長　できれば３月中に議決していただいて。

教育長　　今どうしてもここだけは聞いておきたいというところあれば、どうでしょう。

委員　　かなり量があるので、簡単にお話しするというのも。前、私教育委員になって、読書に関してはもう本当に毎回データを見させてもらっていますが、強制して何かなるような次元の問題ではないと、そもそも発想を変えるしかないかな。というのは、子供が読むのは結局その家庭、小学校の低学年はほとんど読まないですね。見た数字で少ない。やっぱり家庭環境に及ぶところが大きいのかなと思うのです。そうすると、単に事務的に教育委員会がこういうのを作りました、渡しましたというのではなくて、もうちょっと別な考え、動き方しないとなかなかリアリティーがないと。今見ていてここに関しては難しいのかなと正直思う。皆さん苦勞しているわけで、なかなか。

教育長　　11時回ったので、職務代理、交代していいですか。あと、すみませんが、よろしくお願いします。

教育長職務代理者　では、私のほうでまとめていきたいと思いますので、ご協力方お願いします。
それでは、今の会津美里町子ども読書活動推進計画（案）については、先ほどの教育長からの話でよろしいでしょうか。読んできていただいて、次回ということで。

（「異議なし」の声あり）

教育長職務代理者　では、そういうことにさせていただきます。

では次、（２）番、令和２年度会津美里町教育委員会点検評価報告書についてお願いいたします。

教育文化課長補佐　（（２）「令和２年度会津美里町教育委員会点検評価報告書について」資料により説明）

教育長職務代理者　このことについてもう少し詳しく説明なのですが、何かないでしょうか。私から聞いていいでしょうか。先ほど修正させていただきますというところは、具体的

に今何か修正できるものがありますでしょうか。本郷小学校を見に行ったのですね。

教育文化課長補佐 そうですね。8ページの文教施設訪問というところで、本郷小学校に行った内容を載せていたのですが、黒ポチの2つ目が、各施設の視察となっているのですが、ここを例えば校内とか、あとは現場の職員となっているところを、教諭とか、その辺少し直ささせていただきたいと思います。気づいたのはそこなのですが、皆様事前に見ていただいて、例えば行事の参加で漏れているものがあるとか、そういうところがあれば随時直していきたいと思いますので、ご指摘お願いします。

教育長職務代理者 では、事前に見ていただいているはずなのですが、ちょっとここは違うというところで簡単に、今あればよろしくをお願いします。

委員 学校教育懇談会なんかは未実施でしたよね、今回ね。

教育長職務代理者 学校教育懇談会が未実施。

教育文化課長補佐 8ページの。

委員 これについても評価をするのですか。

教育文化課長補佐 これは実施していないので、評価は要りませんね。

委員 未実施のところは評価しようがないですね。

教育長職務代理者 では、(4)番のところはなしということで、それは空欄でよろしいですね。ほかにないでしょうか。

委員 これはなしですか。最終的な報告のときにもこれ(4)番入れて、なしにするのですか、それとも項目として。

委員 発表の様式って定まっているのでしたっけ。特にはない。

教育文化課長 決まっていなくて、抜いてしまっていていいか、それか評価の部分入れなくて、コロナのため未実施とだけ。やらなかったんで、まるっきり(4)は別なページに上げればいいのかという気もしますけれども。

委員 様式決まっていればちゃんと未実施って入れるしかないし、またなければ。

教育文化課長補佐 ただ、議会に出したときに、何で去年はあって今年はないのかというような質問は出てくるかと思います。

教育長職務代理者 それでは、(4)はこのままにして、未実施となったということで、空欄という形でもよろしいでしょうか。

委員 逆に言うと評価の欄を抜くしかないよね。未実施だけで。

教育長職務代理者 未実施で終わりと。

委員 ええ、実績がね。それであれば。

教育文化課長 評価の欄を取ってしまうと。

委員 そう。

教育文化課長 実績だけで終わる感じ。

教育長職務代理者 評価なしですね。

委員 いや、それがいいかも分かりません。

教育長職務代理者 では、事務局でもう一度よく検討していただいて、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 では、(3)番、その他になるのですけれども、何か事務局のほうであればお願いいたします。

教育文化課長 ありません。

教育長職務代理者 それでは、よろしいですか。委員の方々から何かないでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 ないようですので、では報告事項に移らせていただきます。

6. 報告事項 ((1) (2) (非公開))

教育長職務代理者 報告事項です。(1) (2)は、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項により非公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理人 (3) 番、生涯学習に関することということで、よろしくお願いします。

会津美里町公民館長兼図書館長 ((3)「生涯学習に関すること」資料により説明)

教育長職務代理人 ありがとうございます。パネル展のほうも目をとおしていただければありがたいと思います。

では、続いて(4)番、教育関係施設に関することをお願いいたします。

教育文化課長 ((4)「教育関係施設に関すること」説明)

教育長職務代理人 ありがとうございます。

まず、3月22日月曜日11時からだったと思います。ですよね。

教育文化課長 はい。

教育長職務代理人 では、以上で報告事項を終わりますが、よろしいでしょうか、ほかに。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理人 では、終了させていただきます。

続いて(6)その他ということで何かありますでしょうか。特にないですか。

教育文化課長 ((5)「事務局報告事項に関すること」説明)

教育長職務代理人 失礼しました。事務局報告事項(5)番ということにさせていただきました。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理人 では、その次の(6)番、その他ということでほかにないでしょうか。

(「なし」の声あり)

7. その他

教育長職務代理人 ないということなので、では7番のその他、(1)、今後の行事予定についてよろしくお願いします。

教育文化課長補佐 ((1)「今後の行事予定について」資料により説明)

教育長職務代理人 ありがとうございます。

卒園式関係と、卒業式関係、3月中、あと臨時会、これ後から決めたいと思いますが、あと4月から入っては、辞令交付式はこれ委員は出ないけれども。

教育文化課長 すみません。辞令交付式については、後からちょっと、終わってからある程度ご相談させていただいてからと思っていたのです。

教育長職務代理人 分かりました。

あと、入学式関係でこちらになります。4月7日はこども園のほうですけども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理人 では、3月の臨時会と、それからあれは後からですね。

(2)番、次回委員会の開催予定日についてということで、先ほどの臨時会も含め定例会、次回の委員会と、あと4月までですか。

教育文化課長 4月の定例会後です。

教育長職務代理人 4月の定例会後ですね。決めなくてはいけないと思いますので、お願いいたします。

(日程について協議)

教育長職務代理人 では、3月26日1時30分より臨時会ということでお願いいたします。

定例会について、4月になりますが、これは事務局、やっぱり20日からまりになりますか。

教育文化課長 4月の日程、本来ですと次の月のを決めるのですけれども、新年度の日程が全く分からないので。

委員 臨時会までに分かるのですか。

教育文化課長 できれば26日にもう一度そこは確認させていただければと思ったのですが、よろしいでしょうか。

教育長職務代理人 よろしいですか、皆さん。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 では、定例会は次回ということでお願いいたします。
私のほうからなのですが、4月7日の新鶴こども園卒園式なのですけれども。

教育文化課長 入園式ですね。

教育長職務代理者 もしよかったですらどなたかに交換していただきたいなと思ったのですが、4月の7日の行事が別なのが入っていて。

委員 いいですよ。私行きましょう。

教育長職務代理者 よろしいですか。

委員 分かりました。

教育長職務代理者 では、委員にお願いしたいとお世話になります。
新鶴のほうを委員にお願いいたします。ありがとうございます。
そのほかないでしょうか。

(「なし」の声あり)

8. 閉会

教育長 なければ、8番の閉会お願いしたいと思います。

教育文化課長 以上をもちまして、令和3年第5回3月定例会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○閉会時刻 午前11時38分